

# 特別法人事業税の創設及び法人県民税・法人事業税の税率改正について

鳥 取 県

令和元年10月1日に、地方法人特別税が廃止され、新たに特別法人事業税が創設されました。これにより令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から特別法人事業税が適用されます。

(※ 令和元年9月30日以前に開始する事業年度については、従前どおり地方法人特別税が課税されますのでご注意ください。)

また、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人県民税（法人税割）・法人事業税（所得割・収入割）の税率が改正されました。

《令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率は、裏面をご覧ください。》

## 令和元年10月1日以後に開始する事業年度に係る初年度の予定申告について（※経過措置）

特別法人事業税の創設及び法人県民税・法人事業税の税率が改正されることに伴い、**令和元年10月1日以後に開始する** **最初の事業年度** **に係る予定申告に限り**、以下の経過措置が設けられています。

### 計算方法

#### 【法人県民税（法人税割）】

$$\text{予定申告額} = \text{前事業年度の法人税割額} \times \underline{1.9} \div \text{前事業年度の月数}$$

#### 【法人事業税】

$$\text{予定申告額} = \text{前事業年度の法人事業税額（割ごとの額）} \div \text{前事業年度の月数} \times \underline{6.3}$$

#### 【特別法人事業税】

$$\text{予定申告額} = \text{前事業年度の法人事業税額（合計）} \div \text{前事業年度の月数} \times \underline{2.3}$$

## お問い合わせ先

名 称	所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号	管轄区域（※）
東部県税事務所 課税課 事業税担当	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176	0857-20-3515	0857-20-3519	鳥取市・岩美郡・八頭郡
中部県税事務所 課税課 事業税担当	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3109	0858-23-3118	倉吉市・東伯郡
西部県税事務所 課税課 事業税担当	〒683-0054 米子市糀町1丁目160	0859-31-9622	0859-31-9613	米子市・境港市・西伯郡・日野郡
県庁 税務課 課税担当	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220	0857-26-7053	0857-26-7087	

※鳥取県内に本店が所在する外形標準課税対象法人及び収入金課税法人は、上記にかかわらず東部県税事務所が所管します。

# 法人県民税・法人事業税等税率表

(鳥取県)

## 法人県民税

### ■均等割の税率

法人の区分	税率	
	平成20年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度	
資本金等の額が50億円を超える法人	840,000	
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	567,000	
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	136,500	
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	52,500	
資本金等の額が1,000万円以下の法人、公益法人等	21,000	

### ■法人税割の税率

法人の区分	税率		
	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和3年3月31日までに開始する事業年度
次のいずれかに該当する法人 ・資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人 ・課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人 ・保険業法に規定する相互会社	5.8%	4.0%	1.8%
上記以外の法人	5.0%	3.2%	1.0%

## 法人事業税

法人等の区分	所得等の区分	税率			
		平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
普通法人 (資本金1億円超) 【外形標準課税】	所得のうち年400万円以下の金額	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%
	所得のうち年800万円を超える金額	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
	3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得				
	付加価値額	0.48%	0.72%	1.2%	
資本金等の額	0.2%	0.3%	0.5%		
普通法人 (資本金1億円以下)	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%			3.5%
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	5.1%			5.3%
	所得のうち年800万円を超える金額 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	6.7%			7.0%
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%			3.5%
	所得のうち年400万円を超える金額 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	4.6%			4.9%
電気・ガス供給業 保険業	収入金額	0.9%			1.0%

※外形標準課税の拡大により負担増となる法人については、一定の要件の下、配慮措置が講じられます。

## 地方法人特別税

課税標準	税率			
	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人(資本金1億円超の普通法人)の法人事業税所得割額	67.4%	93.5%	414.2%	廃止
外形標準課税法人以外の法人の法人事業税所得割額	43.2%			
収入金課税法人の法人事業税収入割額				

※平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度について地方法人特別税が課税されます。

## 特別法人事業税

課税標準	税率	
	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	
外形標準課税法人(資本金1億円超の普通法人)の法人事業税所得割額	260.0%	
外形標準課税法人以外の普通法人の法人事業税所得割額	37.0%	
外形標準課税法人以外の特別法人の法人事業税所得割額	34.5%	
収入金課税法人の法人事業税収入割額	30.0%	

※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から特別法人事業税が課税されます。